

## 中泊町地域おこし協力隊募集要項

### 1. 募集人員

営業部門 1名

### 2. 活動場所 中泊さかなプロダクツ協議会

### 3. 雇用形態 中泊町地域おこし協力隊として町が委嘱し、町が実施する中泊町地域おこし協力隊設置業務の受託者が雇用します。

### 4. 活動内容

第2次中泊町長期総合計画に掲げる「海の幸を守り育てる漁業のまち」を推進するため、町の特産物を活用した商品の販路開拓など営業を行います。

①中泊さかなプロダクツ協議会の販路開拓など営業を行う。

②その他地域の課題を解決するための活動

### 5. 募集対象

(1)総務省地域おこし協力隊の地域要件に合致している方で、採用後は住民票を異動し、居住できる方

(2)地域おこし協力隊として活動終了後も、中泊町に定住する意思のある方

(3)パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット、Eメールなど)の一般操作ができる方

(4)心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方

(6)地方公務員法第16条に規定する欠格事項(※1)に該当しない方

※上記のすべてを満たす方で、一次産業に携わっていた方や興味のある方、地元特産物に興味のある方を募集します。

(過去の実績等について提出できる書類があれば応募時にお願いします。)

## ※1 地方公務員法第16条抜粋

(欠格事項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは先行を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6. 勤務時間

原則として8:15~17:00(休憩1時間)

ただし週38時間45分を超えない範囲で変動する場合があります。

## 7. 休日

原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

ただし、活動状況に合わせて休日を振り替える場合があります。(休暇については別紙参照)

## 8. 雇用期間

委嘱日から令和8年3月31日まで

※採用の日から1カ月は条件付採用の期間とし、その間の職務を良好な成績で遂行した場合に正式採用となります。

## 9. 給与

月額150,600円~247,600円

賞与あり(年2回)

時間外勤務手当については活動状況により支給します。

## 10. 待遇・福利厚生等

(1)健康保険、厚生年金、雇用保険等の社会保険に加入します。

(2)事務用として必要なパソコンは、受託者が準備します。

(3)住宅については、受託者が住宅を準備しますが、光熱水費等の生活に必要な費用等は自己負担となります。

(4)生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の用意をお勧め

めします。

(5)通勤手当、出張・研修旅費等を別途支給します。

## 11. 選考の流れ

### (1) 第1次選考(書類選考)

- ①応募は随時受付します。
- ②郵送での受付となります。なお、提出した書類は返却しません。
- ③提出書類
  - ・応募用紙
  - ・住民票の写し
  - ・健康診断書(直近のものに限る)
  - ・自動車運転免許証の写し
  - ・過去の実績が分かる書類
- ④第1次選考の結果は、随時文書による通知を予定しております。

### (2) オンライン説明会

- ①詳しい活動内容についてはオンラインで説明いたします。

### (2) 第2次選考(面接等)

- ①第1次選考合格者を対象に第2次選考を行います。日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。
- ②現地までの交通費等は自己負担になります。

## 12. 応募用紙提出先

〒037-0392

青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209

中泊町 水産商工観光課 水産係

電話:0173-57-2111

FAX:0173-57-3849

Eメール:kankou@town.nakadomari.lg.jp

休暇一覧

休暇の区分		期 間	単 位	有給 無給 の別
種類	説 明			
年次休暇		20日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数(1日未満の端数は、切り捨てる。)	1日、半日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。	有給
病気休暇	結核性疾患で、任命権者が長期の療養又は休養を要すると認められたものに対し与えられる休暇	連続する180日以内の期間において医師の必要と認められた期間	1日又は1時間	無給
	上に掲げる疾病以外の疾病(妊娠に起因する障害を含む。)又は負傷に対し与えられる休暇	連続する90日(高血圧症(脳卒中を含む。)、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病、精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、任命権者が特に必要と認めるものにあつては180日)以内の期間において最小限度必要と認める期間		
選挙等休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合に与えられる休暇	必要と認められる期間	1日又は1時間	有給
証人等休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合に与えられる休暇			
骨髄移植等休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、			

特別 休暇		父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査を受け、又は入院等をするときに与えられる休暇		
	ボランティア 休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合に与えられる休暇 （１） 地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 （２） 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって知事が定めるものにおける活動 （３） （１）及び（２）に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 （４） その他国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で知事が定めるもの	7日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）	
	結婚休暇	職員が結婚する場合に与えられる休暇	週休日、休日及び代休日を除いて連続する7日の範囲内の期間	
	妊婦の業務軽減等 休暇	妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に与えられる休暇	適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間	
	妊婦の通勤緩和 休暇	妊娠中の女性職員について、その通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に与えられる休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間	無給
	妊産婦通院休 暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合に与えられる休暇	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、	1日又は1時間

		1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間		
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に与えられる休暇	出産の日までの申し出た期間		
産後休暇	女性職員が出産した場合に与えられる休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）		
育児休暇	生後満1年6月に達しない子を育てるため女性職員が申し出た場合又は男性職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合（当該職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該子を育てることができる場合を除く。）に与えられる休暇	女性職員にあつては1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間、男性職員にあつては1日2回それぞれ60分以内の必要と認められる期間	60分	有給
生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難である女性職員が申し出た場合に与えられる休暇	申し出た必要な期間	1日又は1時間	
配偶者出産休暇	職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合に与えられる休暇	1日の範囲内の期間	1日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。	無給
育児参加休暇	職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇	当該期間内における5日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）		有給

子の看護休暇	義務教育終了までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして知事が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	1の年（1月1日から12月31日までをいう。）において5日（その養育する義務教育終了までの子が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間	
短期介護休暇	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母並びに同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（要介護者という。）の介護その他の知事が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	1の年（1月1日から12月31日までをいう。）において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間	
服忌休暇	職員が親族の喪に服する場合に与えられる休暇	（下記の表参照）	1日は1時間
祭日休暇	職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行い、又はこれに参加する場合に与えられる休暇	1日の範囲内の期間	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事を行い、若しくはこれに参加し、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合に与えられる休暇	1の年（1月1日から12月31日までをいう。）の7月から10月の期間内における5日	
現住居の滅失等休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合に与えられる休暇 (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	必要と認められる期間	
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合に与えられる休暇		

	退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合に与えられる休暇			
	介護休暇	次に掲げる要件のいずれにも該当する職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 職員として引き続き任用された期間が1年以上であるもの (3) 当該要介護者各々に係る一の要介護期間において初めて介護休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日を超えて職員として引き続き任用されることが見込まれるもの(当該日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ当該任期が更新されないことが明らかであるものを除く。)	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する93日(当該状態となった日前において当該職員が当該要介護者について当該休暇を使用したことがある場合にあっては、要介護者の各々につき、当該要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初めて介護休暇の承認を受けた期間の初日から最後に当該承認を受けた期間の末日までの日数を合算した日数)の範囲内の期間	1日又は1時間。ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内	無給

\*1 職員がこの表に定める年次休暇の日数のうち、委嘱期間中に与えられなかった日数(1日未満の端数を含む。)があり、かつ、当該職員の委嘱期間が更新された場合は、更新後の委嘱期間において当該日数を年次休暇として受けることができる。ただし、繰り越された当該日数は、再度繰り越すことはできない。

\*2 1時間を単位として使用した休暇を日に換算する方法  
① 1日の勤務時間を定めている場合、勤務日ごとの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。  
② 1週間当たりの勤務時間及び勤務日数を定めている場合、1週間当たりの勤務時間を1週間の勤務日数で除して得た時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。

(服忌休暇関係) 親族に応じ下の表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

親 族	日 数	親 族	日 数	親 族	日 数
配偶者	10日	父母	7日	子	7日
祖父母	※3日	孫	1日	兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	※1日	父母の配偶者又は配偶者の父母	☆3日	子の配偶者又は配偶者の子	☆1日
祖父母の配偶者又は 配偶者の祖父母	★1日	兄弟姉妹の配偶者又は 配偶者の兄弟姉妹	★1日	おじ若しくはおばの配偶者又は 配偶者のおじ若しくはおば	1日

※ 職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日

☆ 職員と生計を一にしていた場合にあっては7日

★ 職員と生計を一にしていた場合にあっては3日

中泊町地域おこし協力隊応募用紙

令和 年 月 日

中泊町長 様

中泊町地域おこし協力隊の応募条件を承諾の上、次のとおり応募します。

ふりがな				(写真)
氏名	印			
生年月日	年 月 日 ( 歳)	性別	男・女	
現住所	〒 -			
出生地	都・道・府・県		区・市・町・村	
家族構成	【配偶者】 有 ・ 無		【子供】 有 ( 人) ・ 無	
連絡先	電話番号 - -		携帯電話 - -	
	E-mail			
①学歴 (中学校以上の学歴について記入してください。)				
学 校 名		学部・学科名		期 間
				年 月～ 年 月ま で
				年 月～ 年 月ま で
				年 月～ 年 月ま で
				年 月～ 年 月ま で
①職歴 (自営も含めて、新しいものから3つまで記入してください。)				
会 社 名		主な職務内容		期 間
				年 月～ 年 月ま で
				年 月～ 年 月ま で
				年 月～ 年 月ま で

③応募条件確認欄<□チェックしてください>

- 総務省地域おこし協力隊推進要綱に掲げる地域要件に合致している。
- 地域おこし協力隊としての活動終了後も、中泊町に定住する意思がある。
- パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット、Eメールなど）の一般操作や簡単なチラシ作成などができ、SNS やブログ等の情報発信経験がある方。
- 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる。  
※アレルギー、持病など健康上の特記すべき事項があればご記入ください。
- 地区の生活習慣を尊重し、地域住民とともに活動できる。
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない。

④趣味・資格・特技・技術・技能・ボランティア等自主活動経験

⑤地域おこし協力隊員に募集した動機。

⑥中泊町地域おこし協力隊として取り組んでみたいこと。

⑦地方の活性化や移住・交流についてあなたの考えや思いを記述してください。

⑧業務内容である中泊さかなプロダクツ協議会が実施する商品開発（中泊産海産物）において、実際開発してみたい商品や、商品をどのように売っていきたいか、その他実施してみたいことなどありましたら記述してください。

⑨その他（今までの項目以外で伝えておきたいことがあれば記入してください。）

※記入して頂いた個人情報は、地域おこし協力隊選考以外の目的以外には使用しません。

※住民票の写し、健康診断書（直近のものに限る）、自動車運転免許証の写し、過去の実績が分かる書類を添付してください。